

肥料販売事業者・農業者の皆さんへ肥料価格高騰対策のお知らせ

肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者に対して、前年度からの肥料価格高騰分の8割を補助する事業を実施します。

本県では、春肥分に係る支援金の支払いに向けて、以下のとおり実施します。

- 1 補助の内容 肥料価格高騰分の8割(国7割+県1割)※を補助
※県の補助については予算に上限があるため、8割を下回ることがあります。
- 2 対象となる肥料 令和4年11月1日～令和5年5月31日に注文・購入した春肥分
- 3 対象者 化学肥料の使用量2割低減に向けた取組を行う農業者
- 4 申請期間
 - ア 農業者から肥料販売事業者（農業協同組合・肥料店等）への申請期間
令和5年6月20日（火）～7月21日（金）
※農業協同組合・肥料店によっては、別途期間を設定しているところもありますのでご注意ください。
 - イ 肥料販売事業者から県協議会（申請受付センター）への申請期間
令和5年7月24日（月）～8月14日（月）
※申請いただいた肥料販売事業者への支援金交付は令和5年9月末を予定しています。
- 5 申請方法 肥料を購入した肥料販売事業者を通じて、申請いただきます。
- 6 申請までに準備するもの等
 - ア 注文票
令和4年11月1日～令和5年5月31日に注文したことを証明でき、肥料名、数量、金額が記載されているもの
 - イ 領収書
手元にない場合は請求書でも可。肥料名、数量、購入金額が記載されているもの
 - ウ 農業者の方は化学肥料の使用量を減らす取組を15のメニュー※の中から2つ以上選択
※県ホームページの「化学肥料低減計画書取組メニュー」を御参照ください。
- 7 周知方法 別添チラシの配布、関係団体の広報紙・ホームページ掲載、SNS投稿、自治会回覧板、防災無線等
- 8 その他 最新情報・詳細は県ホームページでご確認ください。
URL <https://www.pref.gunma.jp/page/100050.html>
- 9 問い合わせ先 群馬県農政部技術支援課農業環境・植物防疫係
TEL 027-226-3038 FAX 027-221-8681 Email shokubou7@pref.gunma.lg.jp

